

info  
**20**

# 「就農・営農」 相談ください！

就農・営農に関する主な補助制度は次のとおりです。  
農林課農業振興班までお気軽にご相談ください。

フロンティア農業者育成事業補助金	
対象	県の定めた施設で研修を受ける方 (就農予定時まで原則 50 歳未満)
研修先および補助額	県農業試験場/月額 10 万円 県果樹試験場/月額 7 万 5 千円
研修期間	令和 6 年 4 月から 2 年間
※令和 6 年度研修の申込みを希望する方は、9 月末までにご相談ください。 ※国の就農準備資金を活用できる場合があります。	

ミドル就農者経営確立支援事業給付金	
対象	50 歳以上 60 歳未満で独立・自営就農する方
給付額	1 年につき最大 120 万円
交付期間	最長 3 年間 (経営開始後 3 年度目分まで)
※令和 6 年度事業の活用を希望する方は、9 月末までにご相談ください。 ※給付決定後の就農状況が要件を満たしていないときは、給付の中止または返還を求める場合があります。	

夢ある園芸産地創造事業 (園芸産地育成事業) *	
事業概要	戦略作物の作柄の安定、生産性を向上させるために必要な農業設備や各種機械導入などに要する費用の一部を助成します。
補助対象経費	ハウスや暖房機などの農業設備、管理機や防除機などの農業機械、野菜や果樹などの新改植
対象	認定農業者、認定就農者など
補助率	事業費 (税抜) の 2 分の 1 以内 (千円未満切り捨て) ※事業費の上限あり
事業要件	事業実施後の販売額が、県補助金額の 1.1 倍以上増加すること (認定就農者は 2 分の 1 以上)。

新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	
対象	令和 6 年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者 (49 歳以下で独立・自営就農する方)
対象経費	機械、施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械などのリース料など
支援額	補助対象事業費上限 1,000 万円 (経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限 500 万円)
補助率	県支援額の 2 倍を国が支援 (国 2 分の 1、県 4 分の 1、本人 4 分の 1)
※令和 6 年度事業の活用を希望する場合は、9 月末までにご相談ください。	

新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)	
対象	認定新規就農者 (49 歳以下で独立・自営就農する方)
交付金額	1 年につき最大 150 万円
交付期間	最長 3 年間 (経営開始後 3 年度目分まで)
※令和 6 年度事業の活用を希望する方は、9 月末までにご相談ください。 ※給付決定後の就農状況が要件を満たしていないときは、給付の中止または返還を求める場合があります。	

6 次産業化施設整備支援事業 *	
事業概要	農産物などの加工・流通・販売などの取組みに必要な施設や機械導入などに要する費用の一部を助成します。
補助対象経費	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装などの機械、建物の整備
対象	認定農業者または農業者が組織する団体、農工商等連携事業計画認定事業者など
補助率	事業費 (税抜) の 2 分の 1 以内 (千円未満切り捨て) ※補助額の上限あり
事業要件	事業実施後の販売額が補助金額の 1.2 倍以上増加すること。

\*「夢ある園芸産地創造事業」「6 次産業化施設整備支援事業」を令和 6 年度事業で活用を希望する場合は、**9 月中旬までに見積書などを提出することが必要**です。

各事業の詳細な要件などは、下記まで問い合わせください。

問 農林課農業振興班 (☎ 72-0631)

info  
**21**

# 秋の全国交通安全運動 (9月21日~30日)

子どもや高齢者の交通事故を防ぐため、地域ぐるみで取り組みましょう。



“秋田の道路は歩行者ファースト”

- ▷歩行者も交通ルールを守り、反射材を活用しましょう。
- ▷横断歩道は歩行者優先です。
- ▷夕暮れ時は車両のライトを早めに点灯しましょう。
- ▷飲酒運転やあおり運転は絶対にやめましょう。
- ▷自転車に乗る際は、ヘルメットを着用しましょう。

**9月30日は“交通事故死ゼロを目指す日”**です  
みんなで交通ルールを守って事故ゼロを実現しましょう！

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎ 73-2115)